

2025 年 12 月 19 日

与党「令和8年度税制改正大綱」について

生命保険協会（会長：高田 幸徳 住友生命保険社長、以下「当会」）は、令和7年12月19日（金）に公表された『与党「令和8年度税制改正大綱』に関するコメントを、以下のとおり公表いたしました。

本日公表された『与党「令和8年度税制改正大綱』において、子育て世帯に対する生命保険料控除制度の拡充として、令和8年の所得税限りとされた、新生命保険料に係る一般生命保険料控除枠（遺族保障）の適用限度額への2万円上乗せ措置について、令和9年の所得税についても引き続き適用されることが示されました。

当会では、長年にわたり、国民の多様な生活保障の準備を税制面から支援する生命保険料控除制度の拡充を税制改正の重点要望項目としてきました。今回の拡充措置延長は、子育て世帯の自助の促進を後押しすることにつながるものであり、大いに歓迎すべきものと考えています。

当会としては、令和8年から開始される子育て世帯への拡充措置の周知等を図り、子育て世帯の自助による生活保障準備がより一層進むよう尽力してまいります。

○与党「令和8年度税制改正大綱」：

https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/212129_1.pdf

以上